

都市計画法第62条第1項の規定により，京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可の告示（平成23年3月29日付け京都府告示第192，193及び196号）がありましたので，同法第66条の規定により，事業の施行について，次のとおり公告します。

平成23年4月5日

京都市長 門川大作

1 施行者の名称

京都市

阪神高速道路株式会社

2 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

(1) 1・4・3号新十条通

1・4・9号久世橋線

(2) 1・4・9号久世橋線

1・4・7号油小路線

(3) 1・4・9号久世橋線

3 事業施行期間

(1) 平成19年2月2日から平成24年3月31日まで

(2) 平成19年2月2日から平成24年3月31日まで

(3) 平成19年5月18日から平成24年3月31日まで

4 事務所の所在地

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

京都御池第一生命ビルディング3階

京都市建設局事業推進室

大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

阪神高速道路株式会社

5 事業地

変更なし

(建設局事業推進室)